

介護保険制度における 税控除の申告を

高齢者のおむつ代 (医療費控除)の申告

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告に対しては市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

市立第六小学校校庭(芝生化)整備に伴う付帯工事(倉庫)の施工について

随時監査の結果報告書が提出されました

【対象】 次の()のすべてに該当する場合に市で確認書を発行します。おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方(19年中のおむつ代の医療費控除を申告した方)。20年中に購入したおむつ代を税申告する方。20年中に介護保険の要介護認定を受けている方。主治医意見書の内容により、寝たきり状態にあることおよび尿失禁の発生の可能性

があることが確認できる方
障害者控除の申告
所得税の確定申告や市・都民税の申告を行う際に、障害者手帳などをお持ちでなく、20年12月31日現在市内に在住

する65歳以上の方で、次の()のいずれかに該当する場合には、障害者控除を受けることができる認定書を発行します。

【対象】 介護保険の要介護認定を受けている方で、寝たきり高齢者の方、知的障害者(軽度・中度・重度)に準ずる方、身体障害者(1級・6級)に準ずる方

報告書には、事実関係の確認、監査対象者の説明、関係者の事情聴取等を総合的に勘案して、監査委員の合意により、付帯倉庫の建築確認申請の手続き、付帯倉庫を解体し、新たに倉庫を建て直すことにより生じる支出、について意見が述べられています。

報告書は、市ホームページの「監査事務局 監査委員監査」について、随時監査の結果、平成20年度随時監査結果報告書に掲載されています。詳しくは監査事務局 ☎470・7791へ。

情報公開制度における公文書の 開示(閲覧)時にカメラ等の 使用が可能になります

情報公開制度における公文書の開示(閲覧)時に、開示請求者のカメラ、デジタルカメラおよびビデオカメラ(以下「カメラ等」といふ)による撮影が可能となります。

【開始日】 1月5日申請分からは、開示請求の際に、開示請求書の3開示区分(1)「閲覧・撮影」の欄に丸を付けるとともに、公文書開示(閲覧)時におけるカメラ等の使用同意書を記入し、提出してください。

【撮影時間】 一回の開示につき、閲覧時間を含めて30分以内

【撮影方法】 通常撮影モード(静止画モード)のみとし、動画モードで撮影することはできません

【使用場所】 使用方法等は、中小企業庁ホームページ

当職員の指示に従ってください

中小企業・小規模 企業の皆さんへ

全力をあげて応援します!

緊急保証の対象業種を698業種に拡大しました

対象業種の方は、一般保証8000万円に加えて、別枠で8000万円(担保がある方は、一般保証2億円に加えて、別枠で2億円)までの保証を利用できます。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

使用する機器および必要な電源等は用意しませんので、持参してください。

【対象業種】 全業種の方が、4億8000万円(中小企業の方)4800万円(小規模企業の方)まで利用できます。

募集



課税課臨時職員

【勤務内容】 確定申告期の課税補助事務

【雇用期間】 2月2日～3月31日(市役所勤務の場合は4月30日まで)

【勤務時間】 平日の午前9時～午後5時(市役所勤務の場合)は午前8時半から

【勤務場所】 東村山税務署または市役所

【時給】 830円。交通費は別途支給

別途支給

【募集人員】 若干名

申し込みは1月13日(火)までに、履歴書(写真添付)を同課市民税係(市役所2階)へ直接持参してください。書類選考と面接の上、決定します。

提出した履歴書は返却しませんのでご了承ください。詳しくは同係(内線2331、2332)へ。

市立小・中学校給食臨時職員登録者
教育委員会では、21年度学校給食臨時職員の登録者を募集します。

使用可能な機器および必要な電源等は用意しませんので、持参してください。

【対象】 開示請求の際に、開示請求書の3開示区分(1)「閲覧・撮影」の欄に丸を付けるとともに、公文書開示(閲覧)時におけるカメラ等の使用同意書を記入し、提出してください。

【撮影時間】 一回の開示につき、閲覧時間を含めて30分以内

【撮影方法】 通常撮影モード(静止画モード)のみとし、動画モードで撮影することはできません

【使用場所】 使用方法等は、中小企業庁ホームページ

【勤務時間】 給食配膳員は午前11時～午後3時(昼休憩なし)、栄養士は午前8時半～午後5時(週1日、午前7時半～午後5時もあり)

【勤務時間】 給食調理補助・小学校給食

【勤務時間】 給食調理補助・小学校給食

【勤務時間】 給食調理補助・小学校給食

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	4日 18日・25日	弁護士	1月29日(木) 2月12日(木)	市役所2階相談室
登記相談	4日(水)午後1時から	司法書士	1月30日(金)	
表示登記相談	4日(水)午後1時から	土地家屋調査士	1月30日(金)	
人権の上相談	18日(水)午後1時から	人権擁護委員	2月10日(火)	
不動産相談	18日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	2月13日(金)	
交通事故相談	25日(水)午後1時から	弁護士	2月19日(木)	
年金・労災・雇用保険・人事管理相談	25日(水)午前10時から	社会保険労務士	2月20日(金)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	東久留米市商工会館
女性の悩み相談	2日・9日 16日・23日	女性カウンセラー	1月19日(月) 2月2日(月)	男女平等推進センター
女性弁護士による法律相談	6日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	1月23日(金)	☎472・0061
耐震相談	4日(水)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 月曜～金曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

2月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	4日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	13日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 電話相談も ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	12日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。